

令和 8 年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

県民の命と尊厳を守るため、南海トラフ地震対策の強化や医療・介護提供体制の確保、子ども・子育て支援等、安全・安心な暮らしの実現に取り組むとともに、産業振興や観光振興、それらの土台となる公共交通・インフラの整備、人口減少対策等、未来を拓く取組に引き続き注力していく必要があります。

また、行政を効果的に展開していく上で、条例の制定や改正に向けた検討を通じて取組を前へ進めていくことも必要です。

一方、依然として県民の皆さんの信頼を損なう職員の不正事案が発生していることから、コンプライアンスを徹底し、信頼回復に取り組む必要があります。

こうした認識の下、令和 8 年度組織機構及び職員定数調整については、「令和 8 年度三重県行政展開方針」及び「令和 8 年度当初予算調製方針」の内容をふまえ、職員の確保が困難な中であっても、県政を取り巻く新たな課題や複雑・多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、以下により行います。

2 組織機構

- (1) 「みえ元気プラン」の計画期間最終年度にあたり、プランの総仕上げに向けて、県民の皆さんに取組の成果が届き、実感していただけるよう、限られた人員の中でも県政の諸課題に的確に対応できる効果的・効率的な組織体制を整備します。
- (2) 不正事案への組織としての再発防止に向けて、現在検討している再発防止策にとりまとめる取組を着実に進めていきます。

3 職員定数

- (1) 人材の確保が厳しい状況が続く中、定数配置については、全体数の抑制を図りながらも、選択と集中を行うことにより、「県民の命と尊厳を守る」、「未来を拓く」双方の観点から進める取組など、県政の諸課題への的確な対応を図ります。
- (2) 人材の維持・確保に向けて、職員が働きやすい職場環境づくりや一部の職員に過度の負担が掛かることのない業務分担に留意することとします。

また、超長時間勤務者の削減、時間外勤務の縮減に向けた業務の平準化や新たな行政ニーズへの対応については、Mie るビーイング推進方針に基づく業務改善・業務の効率化や県庁 D X の推進による仕事の進め方改革に取り組むとともに、既存事業の徹底した見直しを行い、各部局において主体的に定数調整を行うものとします。

- (3) なお、大規模災害に伴う災害復旧などの緊急課題への対応、県を取り巻く行政課題の変遷、予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行います。